

令和 7 年度補正 集排[機能強化]

川西地区 処理場扉更新工事

特 記 仕 様 書

目 次

第 1 章	総 則	
	1－1	適用範囲
	1－2	一般事項
	1－3	材料保管
	1－4	保証期間
第 2 章	建築設備	
	2－1	止水扉（親子）
第 3 章	据付工事	
	3－1	据付工事概要

第 1 章 総 則

1－1. 適用範囲

本特記仕様書は、令和 7 年度補正 集排〔機能強化〕川西地区 処理場扉更新工事に適用する。

1－2. 一般事項

1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。
2. 受注者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 建設業法
 - (4) 建築基準法
 - (5) 公害対策基本法
 - (6) 水質汚濁防止法
 - (7) 大気汚染防止法
 - (8) 悪臭防止法
 - (9) 下水道法
 - (10) 電気事業法
 - (11) 道路交通法
 - (12) 騒音規制法
 - (13) その他関係法令、条例
3. 受注者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - (1) 日本工業規格（JIS）
 - (2) 日本農林規格（JAS）
 - (3) 日本電機工業会標準規格
 - (4) 建設業法
 - (5) その他関連の規格
4. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、受注者において迅速に処理するものとする。

1－3. 材料保管

工事の竣工まで扉、材料の保管の責任は受注者にあるものとする。

1－4. 保証期間

1. 扉等の保証期間は規定による引渡しを受けた日から 1 箇年とする。
2. 保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第2章 建築設備

2-1. 止水扉（親子）

1. 仕様

止水扉（親子）

項目	仕様	備考
(1) 品名	スチール製フラッシュ扉（親子）	枠等含む
(2) 規格	B1, 200×H2, 100	
(3) 数量	1枚	
(4) 付属品	1式	
(5) その他	JIS A 4716「浸水防止用設備建具型構成部材」対応 JIS A 4716の等級：Ws-4 建材試験センターによる技術評価等級：3等級	

○改修工法：撤去工法（旧枠を撤去し、新規建具に取替える）

第3章 据付工事

3-1. 据付工事概要

1. 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
2. 扉等の搬入、据付の際は、扉本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
3. 復旧については、原則原型復旧とするが、原型復旧が難しい場合は、扉等の据付、構造物への復旧については施工図を提出の上、損傷した部分をセメントやシール材、塗装等にて補修を行うこと。
また、外壁に面する部分については防水処理を行い仕上げること。
4. 鍵については別途協議とする。